

## 八王子市地域精神保健医療福祉実務者連絡会開催要領

### (開催目的)

第1 精神障害者の地域生活移行や地域定着を推進するため、八王子市地域精神保健医療福祉実務者連絡会（以下「実務者連絡会」という。）を開催し、精神障害者が安心して地域で暮らせる支援ネットワークを推進する。

### (意見交換事項)

第2 実務者連絡会は次の事項について意見交換する。

- (1) 具体的な事例に関する情報交換及び援助方法に関すること。
- (2) 精神障害者の支援に関すること。
- (3) 専門知識、技術に関する研修について。
- (4) その他

### (構成)

第3 実務者連絡会の構成員は、25名以内で構成する。

- 2 構成員の任期は2年以内とし、関係機関、関係団体の実務者、市職員、その他構成員として保健対策課長がふさわしいと認めた者とする。
- 3 構成員の任期は2年以内とし、補欠となった者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (招集及び進行)

第4 実務者連絡会は、保健対策課長が招集する。

- 2 保健対策課長は、必要があると認めたときには、その都度関係者の出席を求めることができる。
- 3 進行は保健対策課長が行う。

### (精神保健医療福祉推進会議との連携)

第5 実務者連絡会は別に定める精神保健医療福祉推進会議と連携し、情報の共有に努める。

### (秘密の遵守)

第6 実務者連絡会の出席者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第7 庶務は、八王子市保健所保健対策課において処理する。

### 附則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。